

「働きやすい職場認証制度」認証取得促進助成事業実施要綱

令和5年3月28日制定
(一社)宮崎県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「宮ト協」という）の会員事業者が、運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに、運転者を確保・育成するために長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む自動車運送事業者が取得出来る、「働きやすい職場認証制度」の認証取得に対し登録及び更新費用の一部助成を行い、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を目的とする。

(助成対象事業者)

第2条 助成対象事業者は、宮崎県内に本社を置く会員事業者であり、当該年度の指定された期間内に認証機関である一般財団法人日本海事協会（以下「認証機関」という）を通して会員事業者が認証(新規・継続)登録を行った場合に、当該会員事業者に対し登録費用の一部を助成する。

ただし、前年度会費未納の事業者は助成対象外としない。

(助成金額)

第3条 助成金の交付額は、当該年度の予算範囲内において、事業者の登録料のうち10,000円を助成する。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、宮ト協所定の様式「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成申請書に必要事項を記入押印の上、

- ①認証機関から発行される登録料の請求書（写）
- ②認証機関から発行される登録料の領収書（写）（銀行及びネット振替等での振込票など、支払いが確認出来る書類でも可）
- ③認証機関から発行される登録証書（写）（書類到着後、遅滞なく提出）

を添えて宮ト協へ請求する。

(助成金の交付)

第5条 宮ト協は、会員事業者からの前条による申請を受けた場合は、その内容を確認し適正と認めたときは会員事業者へ助成金の交付を行う。

ただし、書類の最終提出期限は令和6年3月15日とする。

また、助成金支払日に事業者が宮ト協の会員資格を喪失している場合は、助成金を支払わない。

(附 則)

本要綱は令和5年4月1日より施行する。

「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成 申請書

_____トラック協会会長 殿		申請年月日	年	月	日	
事業者名	印					
法人番号						
会社所在地	〒	—				
電話・FAX番号	電話	()	FAX	()		
申請責任者	役職	氏名				
※1) 認証取得の種類						
※2) 認証取得(継続)手続き後の認証段階						
登録番号						
認証登録日	年	月	日			
審査料・登録費用の合計					円	
助成金申請額					円	
振込先 金融機関	金融機関名	銀行				支店
	ふりがな 口座名義					
	口座番号	普通・当座				
添付書類	1. 認証機関から発行される登録料の請求書(写) 2. 認証機関から発行される登録料の領収書(写) (銀行及びネット振替等での支払いが確認出来る書類でも可) 3. 認証機関から発行される登録証書(写)(書類到着後、遅滞なく提出)					

※1 認証取得の種類は、「新規認証取得」、「同位認証継続」のいずれかを記入

※2 今回の認証取得(継続)手続き後の認証段階(「一つ星」、「二つ星」)を記入